

都営住宅電気設備工事共通仕様書（令和4年10月） 追補版

凡例：\_\_\_\_\_下線部が追加・変更箇所

## 第1章 一般共通事項

### 第2節 工事現場管理

1.2.4  
施工体制等  
について

- 1 監理技術者等の配置については、「東京都工事施行適正化推進要綱」（東京都財務局）によるほか、次による。
  - (1) 受注者は、工事を施工するために締結した下請負契約の契約金額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は、7,000 万円）以上となる場合においては、監理技術者を置かなければならない。

なお、共同企業体の場合は、構成員1社以上が監理技術者を、その他の構成員については、主任技術者を配置する。
  - (2) 契約金額が 4,000 万円（建築一式工事の場合は、8,000 万円）以上の工事において、配置する監理技術者等は、専任でなければならない。
  - (3) 変更なし
  - (4) 変更なし
  - (5) 変更なし
  - (6) 変更なし
- 2 変更なし

	改定 (新)	現行 (旧)	摘要
	<p style="text-align: center;">第1章 一般共通事項</p> <p>第2節 工事現場管理</p> <p>1.2.4 施工体制等について</p> <p>1 監理技術者等の配置については、「東京都工事施行適正化推進要綱」（東京都財務局）によるほか、次による。</p> <p>(1) 受注者は、工事を施工するために締結した下請負契約の契約金額が <u>4,500</u> 万円（建築一式工事の場合は、<u>7,000</u> 万円）以上となる場合においては、監理技術者を置かなければならない。</p> <p>なお、共同企業体の場合は、構成員1社以上が監理技術者を、その他の構成員については、主任技術者を配置する。</p> <p>(2) 契約金額が <u>4,000</u> 万円（建築一式工事の場合は、<u>8,000</u> 万円）以上の工事において、配置する監理技術者等は、専任でなければならない。</p> <p>(3) 変更なし</p> <p>(4) 変更なし</p> <p>(5) 変更なし</p> <p>(6) 変更なし</p> <p>2 変更なし</p>	<p style="text-align: center;">第1章 一般共通事項</p> <p>第2節 工事現場管理</p> <p>1.2.4 施工体制等について</p> <p>1 監理技術者等の配置については、「東京都工事施行適正化推進要綱」（東京都財務局）によるほか、次による。</p> <p>(1) 受注者は、工事を施工するために締結した下請負契約の契約金額が <del>4,000</del> 万円（建築一式工事の場合は、<del>6,000</del> 万円）以上となる場合においては、監理技術者を置かなければならない。</p> <p>なお、共同企業体の場合は、構成員1社以上が監理技術者を、その他の構成員については、主任技術者を配置する。</p> <p>(2) 契約金額が <del>3,500</del> 万円（建築一式工事の場合は、<del>7,000</del> 万円）以上の工事において、配置する監理技術者等は、専任でなければならない。</p> <p>(3) 変更なし</p> <p>(4) 変更なし</p> <p>(5) 変更なし</p> <p>(6) 変更なし</p> <p>2 変更なし</p>	<p>東京都工事施工適正化推進要綱及び同解説の改正を受け、変更</p>